

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務
委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度障害福祉サービス事業所等横断インターンシップ業務

2 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 業務の目的

本業務は、学生等の若年層を対象に、市内の障害福祉サービス事業所等において短期間のインターンシップを実施し、「障害福祉の関係人口」を地域に増やすことで、中長期的な人材基盤づくりを目的とする。

4 業務内容

学生等の若年層を対象に、複数の障害福祉サービス事業所等を体験する機会を提供することにより、障害福祉分野における多様な仕事について理解を深めるとともに、職員がいきいきと働く姿を実感してもらうため、短期間（5 日間）のインターンシップを、年 2 回（長期休暇期間等を活用）実施する。

実施に当たっては、各回の参加者は原則 10 名程度とし、複数の事業所やサービスの体験（最低 2 つ）ができるようにすること。また、一つの事業所に参加者が集中しないよう調整するとともに、参加者の受入先事業所の選定については、同じ法人や同じサービスに偏らないよう配慮すること。

（1）障害福祉サービス事業所等との連絡・調整等

インターンシップ参加者の受入可能な市内障害福祉サービス事業所等の募集や選定などを行うために、事業所等と連絡・調整を行うこと。また、各事業所における見学や体験の内容については、あらかじめ確認し、体験当日にも事業所等と連絡やフォローが取れる体制の構築に努めること。

（2）会場の確保及び設営

インターンシップを実施するに当たり、別途会場等が必要になる場合、その会場の確保及び設営を行うこと。

（3）参加者の募集及びチラシの作成

参加者の募集を行うため、各回において、下記の規格と印刷枚数に基づきチラシのデザイン作成、校正（2 回程度）及び印刷を行い、滋賀県内及び本市と隣接する市の大学へ周知するとともに、チラシを PDF データの形式にして介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室（otsu1455@city.otsu.lg.jp）へ提出すること。

また、周知時期については、実施日（初回目）の約 1 か月前までに行うこと。

（規格と印刷枚数）

サイズ	A 4
紙の種類	光沢紙（コート）
紙の厚さ	9 0 k g
色	両面フルカラー
印刷枚数	1, 0 0 0 枚／回

（４）インターンシップの実施

インターンシップの実施時期については、１回目は１１月から１２月頃に、２回目は２月から３月頃に実施すること。

インターンシップは、それぞれ５日間のプログラムを基本とし、参加者が参加しやすい実施方法となるよう工夫すること。

インターンシップの日程内において、参加者同士が意見交換等を行う機会を設けること。また、２回目のインターンシップでは、１回目のインターンシップ参加者が何らかの形で参加できるよう企画すること。

プログラム内容については、参加者が興味や関心に応じてテーマや体験内容を選択できるなど、参加意欲の向上につながる内容となるよう提案すること。

（５）写真撮影及び記録等の作成

各事業所での様子や体験内容を記録（写真撮影等）すること。当記録については、本市が本業務の目的の範囲内において内容の編集等を行い、広報や情報提供等を目的として、本市及びその他関係団体で使用する可能性があるため、当記録を Microsoft word の形式で作成し、介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室（otsu1455@city.otsu.lg.jp）へ提出すること。

また、写真については、本市が提出を求めた場合には、JPEG の形式により提出すること。

（６）成果と評価

各回において、参加者に対してアンケートを実施し、その成果と評価について取りまとめを行うこと。

５ 業務報告書の作成

２回目のインターンシップ終了後、実施内容や成果物等をまとめた報告書を介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室に提出すること。

※著作権について

写真等著作権その他の知的財産権は、原則として本市に帰属するものとする。委託事業者に帰属する場合であっても、本市が委託業者に対してあらかじめ通知することにより、写真等の一部又は全部を無償で利用（複製、転記及び転写並びに頒布を含む。）できるものとする。

６ その他

- (1) 個人情報のもとより、業務内容、データ等、その他この業務履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 委託契約の締結に当たっては、本市が指定する契約の雛形を使用するものとする。
- (3) 撮影等に係る事業所等との日程調整及び利用者、保護者への承諾については、受託者が行うものとし、謝金や交通費等が発生した場合は、受託者が負担とする。
- (4) 業務履行の過程において、本市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うものとする。
- (5) 本件業務の委託料は、業務報告書提出後、締結した契約書に基づき、支払うものとする。
- (6) 受託者は、参加者の安全に最大限の配慮を行うこと。インターンシップの実施に当たり、実施中及び会場・受入事業所等への移動を含め事故やトラブルが発生した場合や、参加者が利用者その他第三者に身体的な損害又は財物上の損害を与えた場合は、所要の措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること。また、補償が必要な事故等の対処のために、保険に加入すること。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者の協議により定めるものとする。